

地域予算について

地域内分権の推進について

上田市の地域内分権の姿

地域の個性を生かし 地域力が発揮されるまちづくり

地域住民の多様なニーズに応える身近な地域自治センター機能を充実させ、
住民サービスの質の向上を目指す 《 団体自治の充実 》

地域課題の解決に向け、地域潜在力を引き出すコミュニティづくりを進め、
地域住民自らが参加・参画し、自己決定ができる住民自治システム（組織）
の確立を目指す 《 住民自治の充実 》

1 地域内分権の推進に関する地域自治センター機能、及び施策

地域自治センター機能

- (1) 地域自治センター機能の見直し 《 団体自治・住民自治 》
- ・ センターの総合支所・支所機能の見直し【今後検討】

施 策

- (1) 地域協議会の機能の充実 (H20~) 《 住民自治 》
- (2) 上田市地域振興事業基金 (持寄基金・新市造成基金) の運用と活用のルール化 (H20~) 《 住民自治 》
- (3) 地域自治センターの機能強化に伴う地域予算の設定 (H20~) 《 団体自治・住民自治 》
- (4) わがまち魅力アップ応援事業補助金の新設 (元気な地域づくり事業の統合) (H20~) 《 住民自治 》
- (5) まちづくり活動の拠点となる施設の計画的設置と運用 (H19~) 《 住民自治 》
- (6) 住民自治組織の設立推進【今後検討】 《 住民自治 》
- (7) 地域活性化への支援【今後検討】 《 団体自治・住民自治 》

2 地域自治センター機能の見直しと施策の展開

地域自治センター機能の見直し（団体自治の充実・住民自治の強化）

センターの総合支所・支所機能の見直し

施策の展開

- (1) 地域協議会 【住民自治の充実】
- 地域予算への意見提出と「わがまち魅力アップ応援事業」の審査を行う。
 - 地域まちづくり方針（総合計画）の進捗を確認し、住民相互、住民と行政との協働により実施する事業について調査研究を行う。
 - 報酬の見直し（年俸制）による機動性、ミッション性の強化を図る。
- 連絡会議（正副会長会）【住民自治の充実】
- 上記の全市的事業審査のため、連絡会議の明確な位置付けを行う。
 - 新市の一体感醸成のための連携調整機能の充実を図る。
- (2) 基金運用・活用 【住民自治の充実】
- 基金の管理・運用を一元化する。
 - 「上田市地域振興事業基金の活用方針」を策定し、基金の用途を明確化する。
- (3) 地域予算 【団体自治の充実・住民自治の充実】
- 新市造成地域振興事業基金の果実を地域の振興事業等に活用する。
 - 地域独自要求による予算編成（要求）方法を一部導入する。
 - 生活関連予算（土木単独枠予算、土地改良単独枠予算）について地域の意見（地域協議会等）が反映される予算編成方法とする。
 - 地域の緊急的な事業に対応するため、地域振興対策費の地域課題緊急対応予算の充実を図る。
- (4) 補助・支援制度 【住民自治の充実】
- 「わがまち魅力アップ応援事業」補助制度の新設。
 - 事業予算規模、補助対象を拡大（一地区一価値づくり事業等）し、協働による特色ある地域まちづくりを活性化させる。
 - 新規財源を（地域振興事業基金）充当する。
- (5) まちづくり活動拠点整備 【住民自治の充実】
- 各地域自治センター等にまちづくり活動の拠点となる施設の年次的、計画的整備を行い、地域ごとのまちづくりの場として位置付ける。
 - 各まちづくり活動拠点のネットワーク化を推進し、全市的な活動の展開を図る。
- (6) 住民自治組織の設立推進 【住民自治の充実】
- 地区自治連区域を単位とした分野別ごとの各種団体の組織化を推進する。
 - 地区自治連を核とした住民団体を組織化する。（振興会類似組織）
 - 住民団体への地域協議会機能を移行し、住民自治組織を設立する。
 - 各種補助金、交付金を一本化し、住民自治組織で用途を自己決定する。
- (7) 地域活性化への支援 【団体自治の充実・住民自治の充実】
- 地域活性化への支援のための地域担当職員の配置を検討する。
 - 住民自治組織への支援、連絡・連携・調整機能を確保する。

地域予算の設定について

趣 旨

地域自治センター構想を基礎とした地域内分権を推進する過程として、現在の地域自治センター機能を生かし、地域協議会の役割を発揮できる仕組みを取り入れた予算編成を行う。

予算編成

枠配分予算

1 地域振興支援予算（上田市地域振興事業基金活用事業）

- (1) 上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域の各4地域自治センターを対象とする。
- (2) 「わがまち魅力アップ応援事業」により、住民等から募集する補助事業予算とする。
- (3) 「上田市地域振興事業基金に関する活用方針」により、新市造成基金の運用益（ソフト事業）、及び持寄分基金の取崩金を財源とする。
- (4) 上田市地域協議会規則の規定により、当該地域協議会対象地区に係る基金活用予算について地域協議会の意見を聴くものとする。（予算編成時）
- (5) 当該事業年度において、募集した事業については、補助要綱に基づき、当該地域協議会対象地区の申請事業の審査を実施し、意見提出する。（当該事業年度）

2 生活関連予算（土木単独事業、土地改良単独事業）

- (1) 上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域の各4地域自治センターを対象とする。
- (2) 土木費のうち、交通安全施設整備事業費、道路維持事業費、市道新設改良事業費、河川用悪水路改修事業費、河川用悪水路維持事業費のいわゆる土木関連市単独事業予算、及び農林水産業費・市営土地改良事業工事費のうち、補助・起債対象事業を除いたいわゆる土地改良関連市単独事業予算とする。
- (3) 各地域協議会への意見聴取、及び各地域自治センター内での調整については、あらかじめ本庁担当課への予算要求前の適当と考えられる時期に実施するものとする。
- (4) 予算要求は、各地域自治センターからの要求に基づき各々本庁担当課が行い、必要があれば、各地域枠を合算した額の範囲内において、各地域自治センター長が調整し、第二次市長査定において修正案を提示しなければならないものとする。

直接要求予算（上田市地域振興事業基金 持寄分活用事業）

- (1) 上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域の各4地域自治センターを対象とする。
- (2) 「上田市地域振興事業基金に関する活用方針」により、原則として持寄分基金の取崩金を財源とする。
- (3) 上田市地域協議会規則の規定により、当該地域協議会対象地区に係る基金活用予算について地域協議会の意見を聴くものとする。（予算編成時）
- (4) 各地域自治センターは、本庁担当課と連携・調整を図り、直接予算要求を行うものとする。